

第6章 再犯防止推進計画

1 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

全国における刑法犯の認知件数は平成 14 年をピークに減少を続けており、日本は諸外国と比べても治安の良さが示されています。一方、検挙者数に占める再犯者数の割合（再犯者率）は増加傾向にあり、令和 4 年には 47.9%と、刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあります。人々が安全に、安心して暮らす社会を実現するには、再犯の防止に向けた取り組みの必要性と重要性が再認識されるようになりました。

そのような中、平成 28 年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、翌年には国の「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。同計画には、再犯防止推進法の基本理念をもとに設定された 5 つの基本方針と 7 つの重点課題が示されています。令和 4 年に閣議決定された「第二次再犯防止推進計画」においても、その基本方針は踏襲され、施策の実施者が目指すべき方向・視点として示されています。

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境など、さまざまな生きづらさや困難を抱える人も少なくありません。また、出所時に住居や就労先がなく生活が不安定な人や、高齢や障害など福祉的な支援が必要な人もいます。そのような人の再犯を防止するためには、刑事司法上の手続きにとどまらず、地域においても関係機関・団体が協力して継続的に社会復帰を支援していくことが大切です。

一方で、再犯の防止等の取り組みにおいては、犯罪によりさまざまな苦しみを抱えた犯罪被害者等が存在することを十分に認識することも重要です。これを踏まえた上で、本市では「再犯防止推進計画」を策定し、さらなる犯罪被害の防止に取り組み、安全に安心して暮らせる社会を目指します。

◆ 国の動向

年	計画	主な内容
平成 28 年	「再犯の防止等の推進に関する法律」施行	基本理念と施策の基本事項を定め、国と地方公共団体の責務を明らかにし、再犯防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進。
平成 29 年	「再犯防止推進計画(平成 30 年度～令和 4 年度)」閣議決定	再犯の防止等に関する政府の施策を定めた初めての計画として、5 つの基本方針と 7 つの重点課題、115 の具体的施策が示された。
令和元年	犯罪対策閣僚会議にて「再犯防止推進計画加速化プラン」決定	第一次計画の施策のうち、より重点的に取り組むべき課題への対応を加速化させるため、策定された。
令和 4 年	「第二次再犯防止推進計画(令和 5 年度～令和 9 年度)」閣議決定	第一次計画の基本方針を踏襲し、新たな方向性として、個々の対象者の主体性の尊重、それぞれが抱える課題に応じた息の長い支援、相談拠点や地域の支援ネットワーク拠点の構築について示された。

◆ 千葉県の動向

年	計画	主な内容
平成 30 年	「千葉県地域再犯防止推進モデル事業（3 か年事業）」実施	<ul style="list-style-type: none"> 国の「再犯防止推進計画」を踏まえ、国と地方公共団体の協働により地域における効果的な再犯防止対策のあり方を検討するためのモデル事業。 犯罪をした人が出所後から地域生活を送るまでの支援のあり方について検討し、成果をもとに国への提案を行い、県の計画策定方針を決定した。
令和 4 年	「千葉県再犯防止推進計画（令和 3 年度～令和 7 年度）」策定	<ul style="list-style-type: none"> モデル事業を通じて具体的な成果が得られた「社会復帰に向けた包括的な支援体制の整備」をはじめ、7 つの具体的な取り組みが掲げられている。

◆ 「第二次再犯防止推進計画」における 5 つの基本方針

1. 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
2. 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
3. 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
4. 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
5. 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

(2) 策定の趣旨

本市では、すべての人が安全に安心して暮らすことのできる社会の実現を目指して、犯罪を未然に防ぐとともに、犯罪や非行をした人もさまざまな生きづらさや困難を抱えた地域社会の一員として迎え、社会全体で再犯防止に取り組むため、「香取市再犯防止推進計画」を策定します。

(3) 用語の解説

○ 地域生活定着支援センター

福祉的支援が必要と考えられる刑務所出所者や起訴猶予等により釈放する被告人等について、矯正施設、保護観察所、検察庁等と連携して福祉サービスを受けられるよう調整を行っている。

○ 中核地域生活支援センター

子ども、障害のある人、高齢者など、誰もがありのままにその人らしく暮らすことができる地域社会を実現するため、千葉県が独自に設置する福祉の総合相談窓口。制度の狭間や複合的な課題を抱えた方など、地域で生きづらさを抱えた方に対して、24時間365日体制で、分野横断的に包括的な相談支援、関係機関との調整、権利擁護などを行っている。

○ 保護観察所

各地方裁判所の管轄区域ごとに置かれ、犯罪をした人や非行のある少年に対して更生のための指導と支援を行う。保護観察のほか、生活環境の調整、更生緊急保護、犯罪予防活動などを行う。

○ 保護司

矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所、婦人補導院の総称）から出所・出院した人を含め、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員のこと。保護観察の実施や犯罪予防活動など、更生保護に関する活動を行う。

○ 更生保護女性会

地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。

○ BBS会（BBS：Big Brothers and Sisters）

非行のある少年や悩みをもつ子どもに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動を行う青年のボランティア団体。

○ 協力雇用主

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、立ち直りを支える民間の事業主。

○ 保護観察

犯罪をした人や非行のある少年が、社会の中で健全な一員として更生するように、国の責任において指導監督、補導援護を行うこと。刑務所の仮釈放者や保護観察付きの執行猶予者、家庭裁判所で保護観察処分を受けた少年、少年院の仮退院者、婦人補導院の仮退院者を対象とする。

○ 特別調整

高齢者または障害のある人で、かつ、適当な帰住先がない受刑者等について、地域生活定着支援センターや矯正施設、保護観察所等の関係機関が連携して、矯正施設出所後すみやかに必要な福祉サービス等につなげる取り組み。

2 計画の位置付け

「再犯防止推進計画」は、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成 28 年施行）第 8 条第 1 項の規定に基づき、本市における再犯の防止等に関する施策の推進について定めた「地方再犯防止推進計画」として策定するものです。

◆ 再犯の防止等の推進に関する法律

第 8 条（地方再犯防止推進計画）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

また、本計画の策定においては、福祉分野の各計画との整合を図り、「香取市地域福祉計画」と一体的に策定することで、本計画の取り組みをより一層推進することとします。

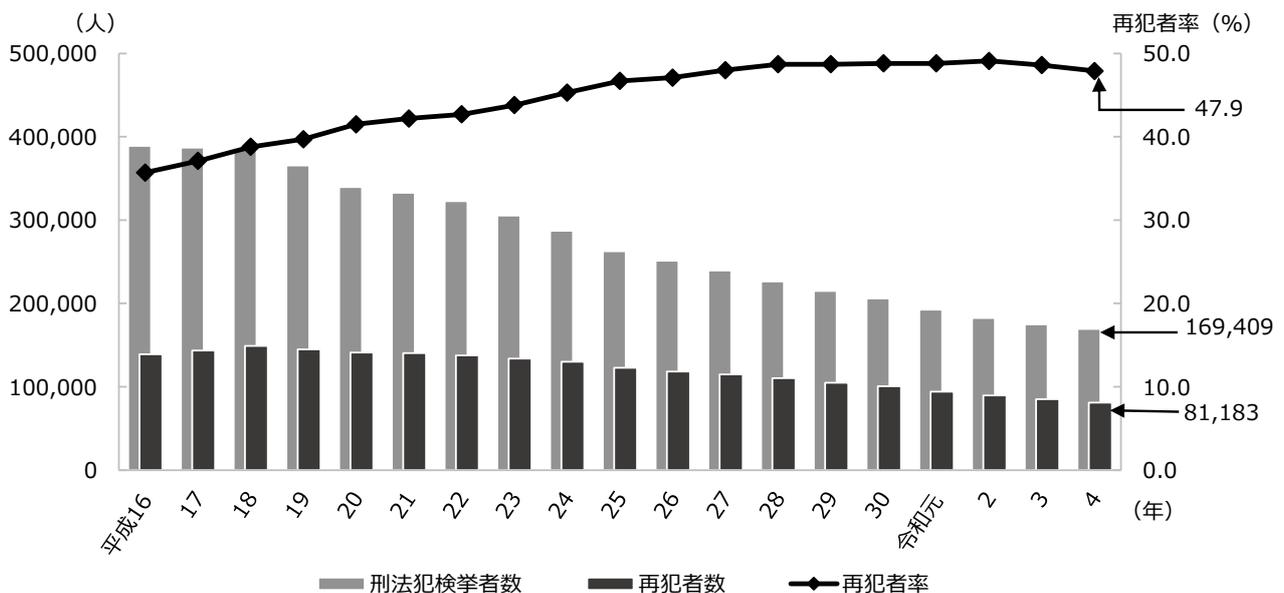
3 再犯防止を取り巻く現状

(1) 統計データ

◆ 国および千葉県の状況

全国の刑法犯検挙者数に占める再犯者の割合（再犯者率）の傾向として、これまで年々増加傾向にありましたが、近年は 48～49%程度で推移しています。

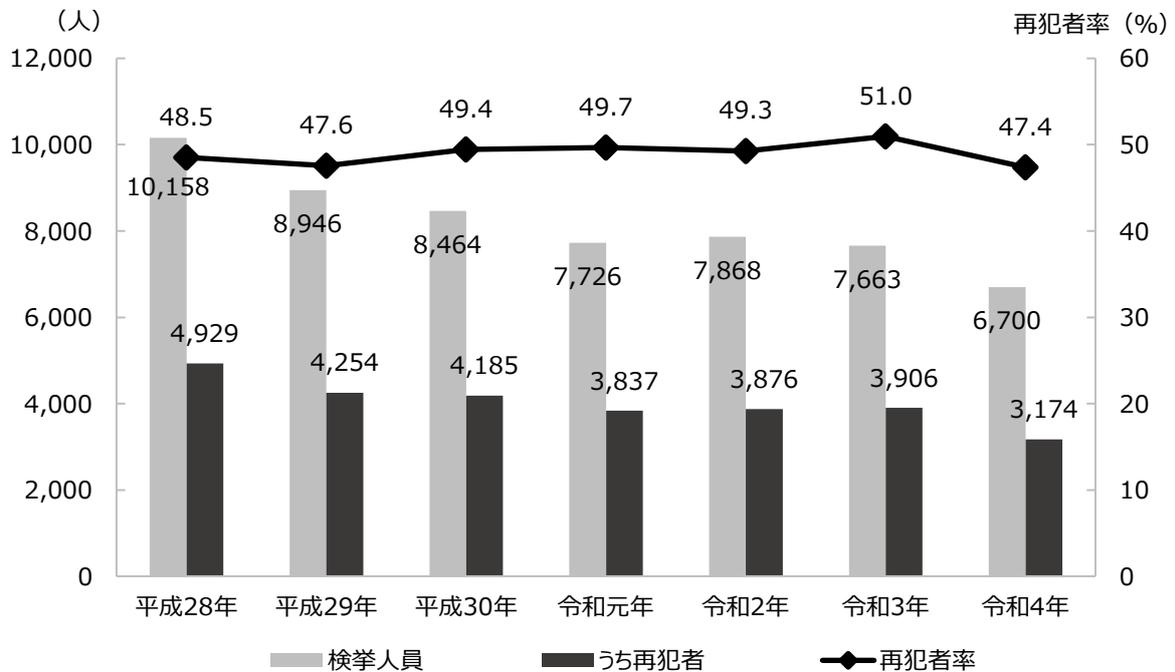
図 57 刑法犯検挙者中の再犯者数および再犯者率の推移（全国）



資料：平成 16 年～令和 3 年：令和 4 年版再犯防止推進白書
令和 4 年：千葉県提供資料「令和 5 年再犯防止に関する統計データ（都道府県別）」

千葉県における刑法犯検挙者中の再犯者率は、令和3年に増加がみられましたが、ほぼ横ばいで推移しています。令和4年時点で47.4%となっており、全国の47.9%（令和4年）と同じ水準にあります。

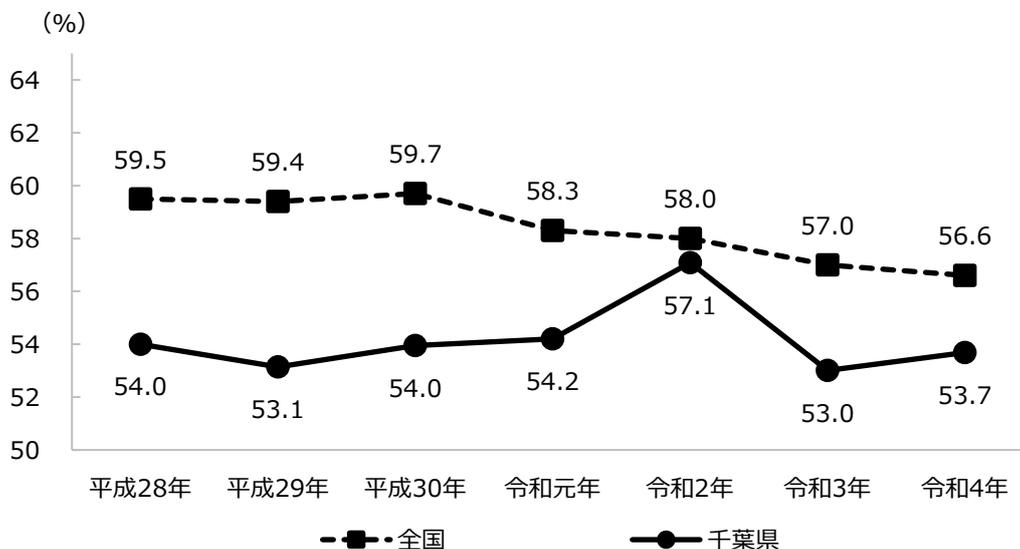
図 58 刑法犯検挙者中の再犯者数および再犯者率の推移（千葉県）



資料：千葉県提供資料「令和5年再犯防止に関する統計データ（都道府県別）」

新受刑者中の再入者の割合（再入者率）について、全国では平成30年以降減傾向にあり、令和4年時点で56.6%となっています。千葉県では、全国よりも低い水準にありますが、令和2年に大きな増加がみられ、その後減少したものの、令和4年は前年よりも0.7ポイント増加しています。

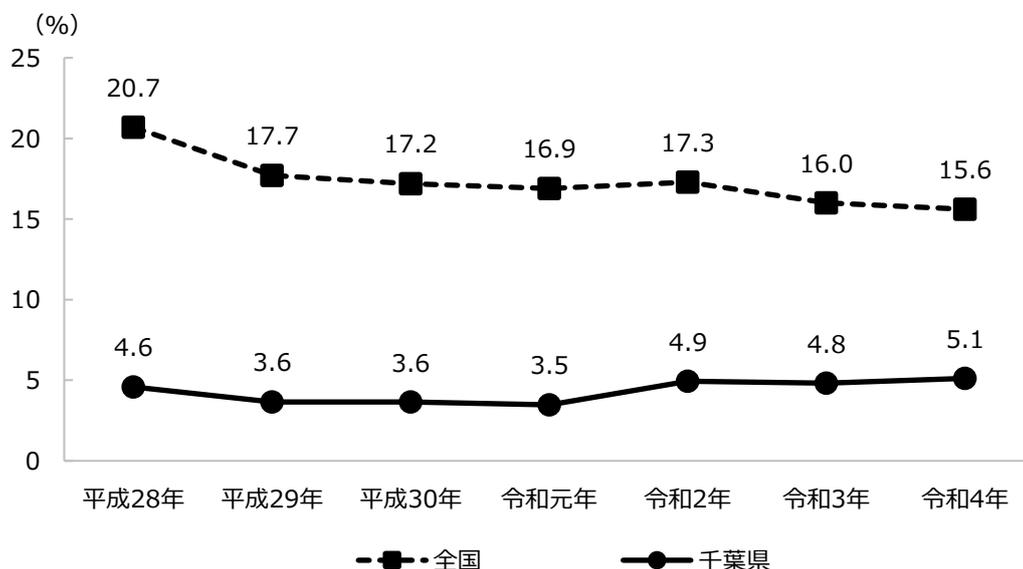
図 59 新受刑者中の再入者率



資料：千葉県提供資料「令和5年再犯防止に関する統計データ（都道府県別）」

刑務所出所時に適切な帰住先がない者の割合について、千葉県は全国よりも低い水準にあります。一方で、全国では減少傾向がみられるものの、千葉県では令和4年時点で5.1%と、平成28年以降では最も高くなっています。

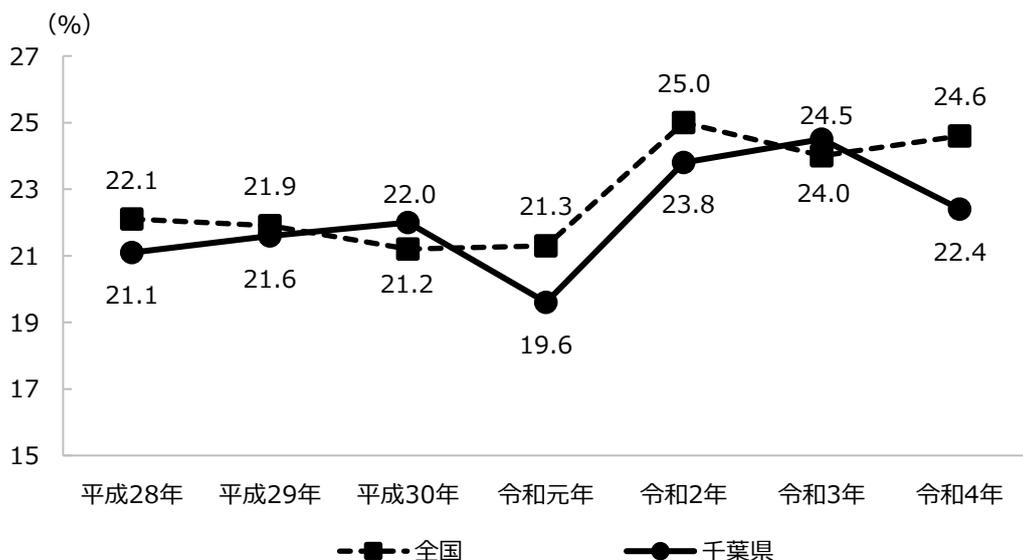
図 60 刑務所出所時に帰住先がない者の割合



資料：千葉県提供資料「令和5年再犯防止に関する統計データ（都道府県別）」

保護観察終了時に無職である者の割合について、千葉県では令和3年に全国の水準を上回りましたが、令和4年には減少し、22.4%となっています。

図 61 保護観察終了時に無職である者の割合

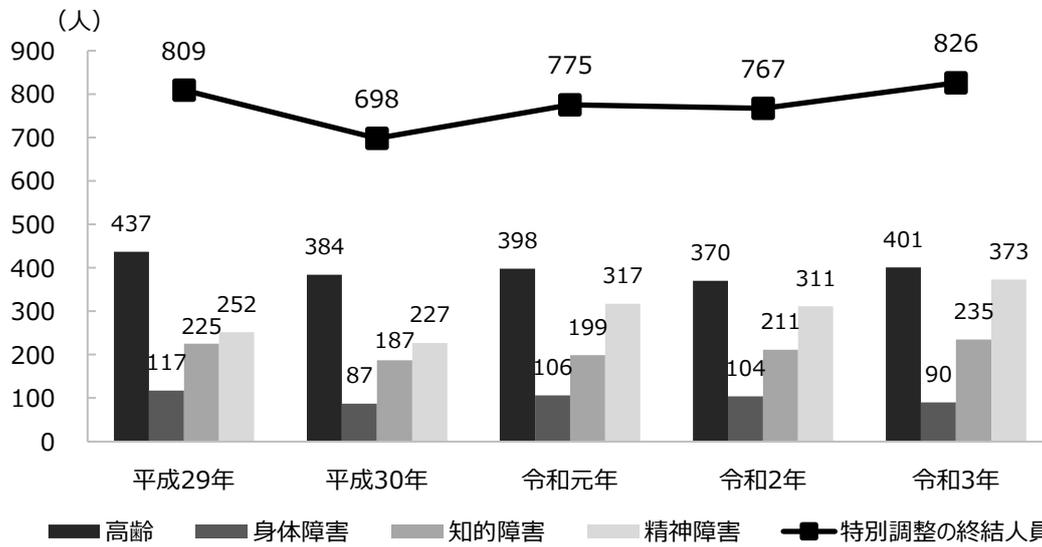


(注) 保護観察終了者は、職業不詳の者を除く。

資料：千葉県提供資料「令和5年再犯防止に関する統計データ（都道府県別）」

全国における、特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数について、令和3年は前年よりも増加し826人となっています。内訳としては、高齢が約半数を占めています。また、知的障害や精神障害が増加傾向にあります。

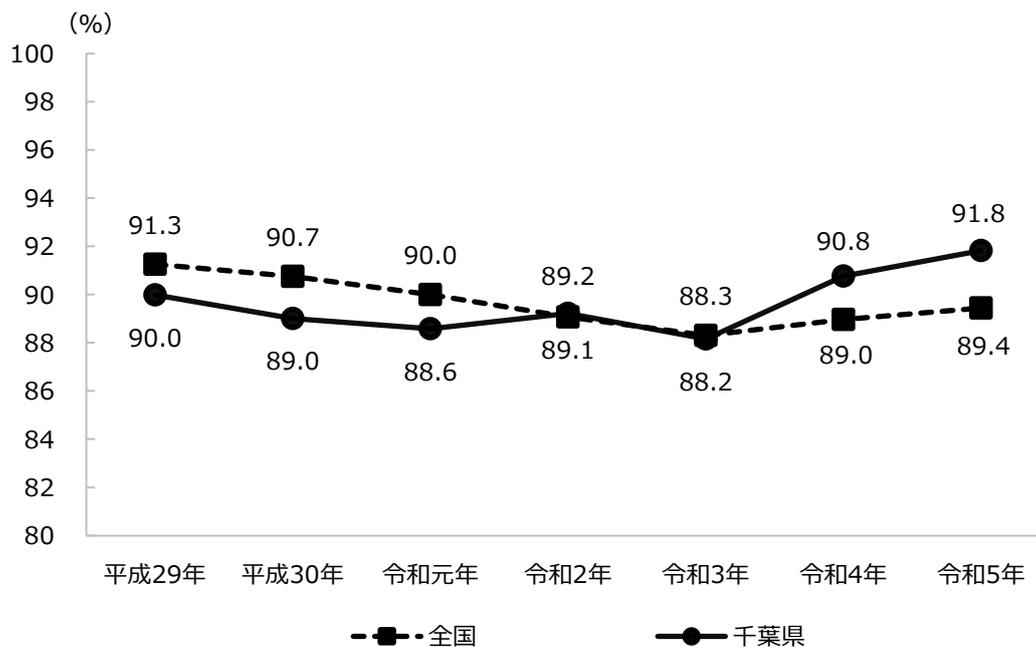
図 62 特別調整により福祉サービス等の利用に向けた調整を行った者の数（全国）



資料：令和4年版再犯防止推進白書

保護司の充足率について、全国および千葉県いずれも令和3年以降増加がみられています。千葉県では、全国の水準を上回り、令和5年時点の充足率は91.8%となっています。

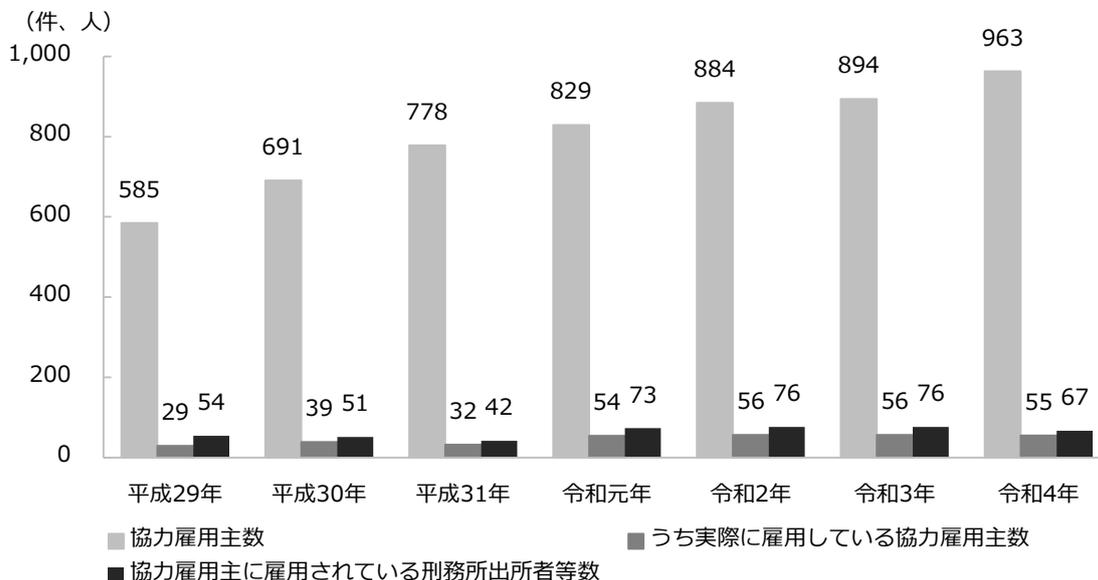
図 63 保護司の充足率



資料：千葉県提供資料「令和5年再犯防止に関する統計データ（都道府県別）」

千葉県における協力雇用主等の状況として、協力雇用主は年々増加しています。一方で、このうち犯罪をした人等を実際に雇用している協力雇用主数は令和元年から横ばいで推移しています。また、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等の数は、令和4年は67人で前年から減少しています。

図 64 協力雇用主数等の推移（千葉県）



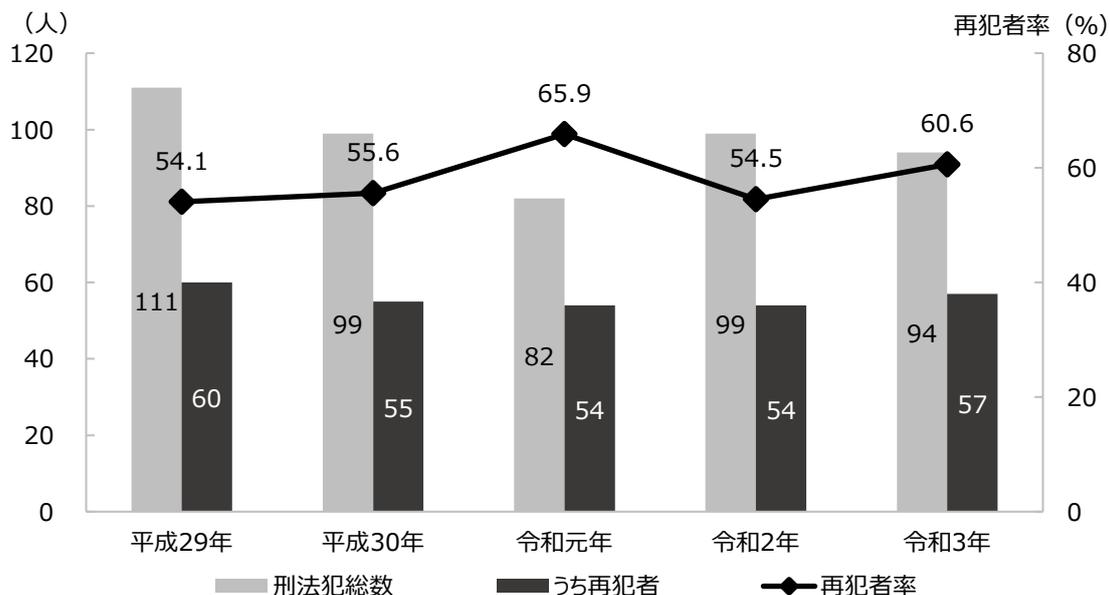
(注) 平成31年まで4月1日現在、令和元年から10月1日現在。

資料：千葉県提供資料「令和5年再犯防止に関する統計データ（都道府県別）」

◆ 本市の状況

本市では、刑法犯総数および再犯者数はいずれも横ばいで推移しています。再犯者率は、令和元年に増加し、令和3年時点で60.6%となっていますが、これは全国の48.6%、千葉県の51.0%（いずれも令和3年）を大きく上回っています。

図 65 本市における刑法犯総数および再犯者数、再犯者率の推移



資料：法務省東京矯正管区提供データ

(2) アンケート調査結果

一般市民アンケート調査において、日常生活で犯罪をした人と交流する機会がある人という人は0.7%となっています。犯罪をした人と今後交流したいと思うかどうかについて、「交流したいと思わない」という人が37.7%と最も多くなっていますが、「分からない」という人も36.3%と多くなっています。

図 66 (再掲) 日常生活で交流する機会のある人

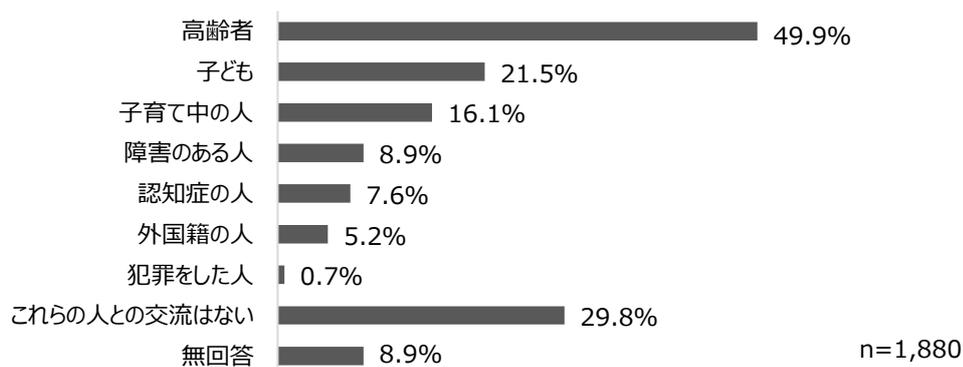
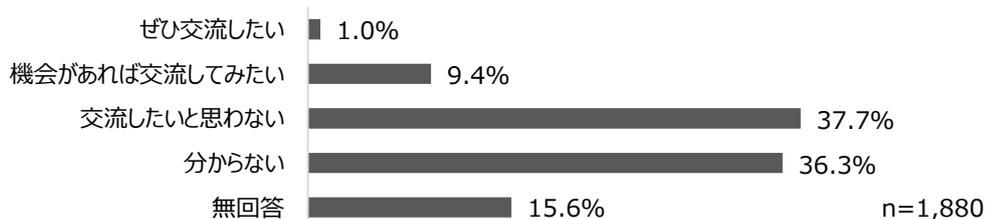
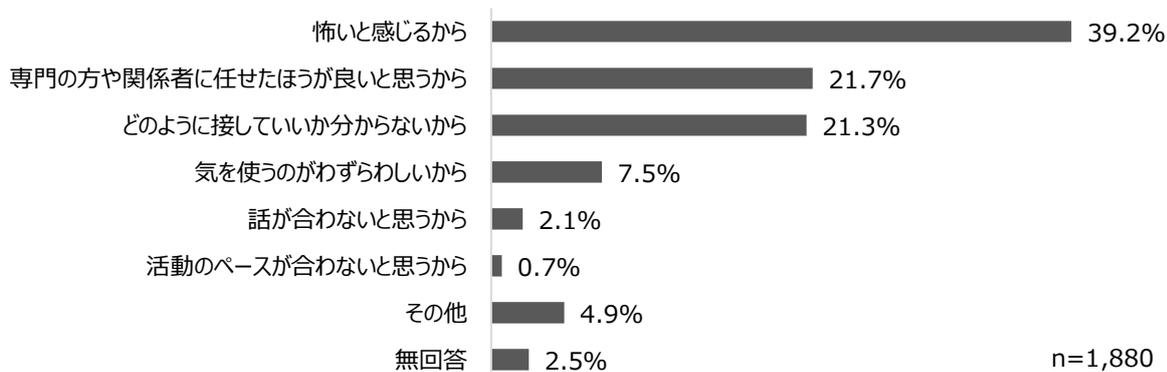


図 67 犯罪をした人との今後の交流の意向



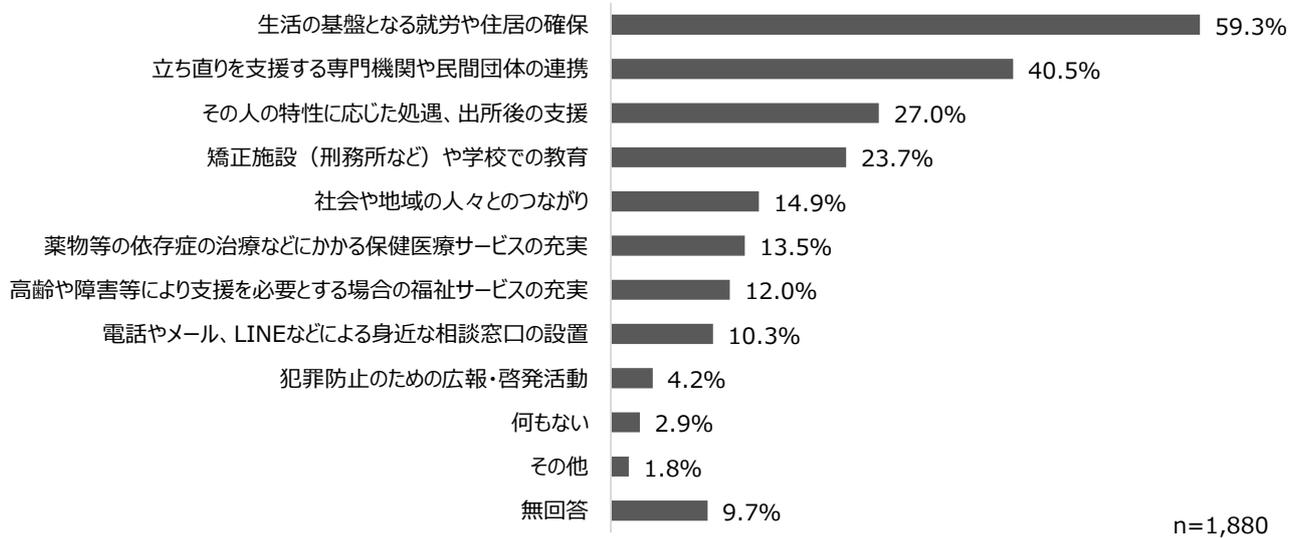
犯罪をした人と「交流したいと思わない」という人について、その理由としては、「怖いと感じるから」が39.2%と最も多くなっています。そのほかの理由として、「専門の方や関係者に任せたいほうが良いと思うから」「どのように接していいかわからないから」という回答も多くなっています。

図 68 犯罪をした人と交流したいと思わない理由



犯罪をした人が再び罪を犯さないために大切だと思うこととしては、「生活の基盤となる就労や住居の確保」が最も多く挙げられています。次に、「立ち直りを支援する専門機関や民間団体の連携」が多くなっています。

図 69 犯罪をした人が再び罪を犯さないために大切だと思うこと



5-1 再犯防止に対する理解の促進

施策

地域において更生保護活動を行うボランティアや団体を支援し、すべての市民を対象に講座等を開催することで、犯罪をした人等の再犯防止について理解の促進を図ります。

市による取り組み

① 更生保護活動の情報発信 **新規**

概要	保護司や更生保護女性会、BBS会など、地域において更生保護を支える民間ボランティアや団体の活動について、市の広報紙やホームページにおいて、活動の紹介など情報発信を行います。
担当課・機関	社会福祉課

② 講座等の開催

概要	小中学校や高等学校において講座等を開催し、子どもの健全な育成を図り、非行等を未然に防ぎます。また、すべての市民を対象に講座等を開催し、再犯防止の重要性や地域における取り組みについて周知します。
担当課・機関	社会福祉課、市民協働課、学校教育課

③ 社会を明るくする運動の開催 **充実**

概要	犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが考え、参加するきっかけをつくることを目指した「社会を明るくする運動」を開催します。
担当課・機関	社会福祉課

市民や地域みなさんをお願いしたいこと

- 地域で更生保護を支えるボランティアや団体の取り組みについて、知りましょう
- 地域で開催される講座等に参加してみましょう
- 地域で開催される「社会を明るくする運動」に参加してみましょう

5-2 住居・就労など生活基盤にかかる支援の充実

施策

帰住先のない人の住居の確保、協力雇用主の開拓や生活困窮者自立支援制度を活用した就労支援など、生活基盤を整えるための支援を充実させます。

市による取り組み

① 住居の確保

新規

概要	犯罪や非行をした人のうち、帰住先がない人について、保護司会や中核地域生活支援センター等の関係機関と連携することにより、適切な住居の確保に向けた支援を提供します。
担当課・機関	社会福祉課

② 協力雇用主の開拓・確保の支援

新規

概要	犯罪や非行をした人の雇用を促進するため、商工会議所、商工会等と連携して新たな協力雇用主の開拓を行います。また、奨励金制度や身元保証制度など、利用可能な制度を周知し、雇用を促進します。
担当課・機関	社会福祉課、商工観光課

③ 生活困窮者自立支援制度の活用

充実

概要	保護観察所や保護司会などの関係機関・団体と連携しながら、生活困窮者自立支援制度に基づく就労準備支援事業をはじめとした各種支援につなぎます。
担当課・機関	社会福祉課

市民や地域みなさんをお願いしたいこと

- 犯罪をした人等が安定した生活を送るためには、住居の確保や就労の支援が必要であることを知り、理解を深めましょう
- 協力雇用主について関心のある人は、保護観察所に問い合わせましょう

5-3 社会復帰のための包括的な支援体制の構築

施策

犯罪をした人等の社会復帰に携わる司法と福祉の関係機関、福祉的支援を提供する保健医療・福祉の関係機関、地域で活動する民間協力者などの連携により、包括的な支援体制を構築します。

市による取り組み

① 司法・福祉の関係機関の連携の推進

新規

概要	司法と福祉の連携を推進するため、保護司会をはじめとする司法関係機関と福祉関係機関による連絡会等を開催し、意見交換を行います。
担当課・機関	社会福祉課

② 保健医療・福祉サービスの利用促進

充実

概要	犯罪をした人等の中で福祉的支援を必要とする人に対しては、必要な保健医療・福祉サービスが切れ目なく提供されるよう、中核地域生活支援センターをはじめとする地域の関係機関との連携を強化します。
担当課・機関	社会福祉課

③ 民間協力者の活動の促進

新規

概要	犯罪をした人等の地域での生活を支援する保護司、更生保護女性会、BBS会、少年警察ボランティアなど民間協力者の活動を支援します。 また、民間協力者の担い手を確保するため、広報紙やホームページを通じて広く周知を行います。
担当課・機関	社会福祉課

市民や地域のみなさんをお願いしたいこと

- 司法と福祉に関わる人同士で積極的に交流の機会を持ちましょう
- 犯罪をした人等の中にも福祉的な支援を必要とする人がいることについて、理解を深めましょう
- 地域において社会復帰を支援する活動に関心のある人がいたら、保護司や更生保護女性会などの取り組みについて紹介しましょう